# 高齢者虐待とは？

**「高齢者虐待防止」では高齢者を６５歳以上の者とし、「高齢者虐待」とは家族などの養護者（介護者）または、養介護施設従事者などによる次のような高齢者虐待と定義しています。**

## ❑身体的虐待

**高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。**
具体的には…
・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束をする等

## ❑心理的虐待

**高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。**
具体的には…
・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等

## ❑経済的虐待

**高齢者の財産を不当に処分すること、その他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。**
具体的には…
・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
・本人の自宅等を本人に無断で売却する
・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

## ❑性的虐待

**高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。**
具体的には…
・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
・キス、性器への接触、性交を強要する等

## ❑介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

**高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。**
具体的には…
・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる等
※上記以外にも「セルフ・ネグレクト(自分自身の基本的な生活管理や健康管理を十分に行えなくなっている状態)」の高齢者もおり、他の虐待と同様に周囲の支援が望まれます。
虐待が疑われる高齢者を発見した場合、**門川町役場福祉課(63-1140)** または**地域包括支援センター(63-1129)**へご連絡ください。